

ま え が き

自民党・日本維新の会両党は、令和7年12月19日に「与党令和8年度税制改正大綱」を決定し公表しました。そして12月26日には「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。石破内閣での税制から高市内閣への税制へと大きく変化があったこの2か月でした。まさに税制は政治で、こうも大きな変化となることは先の自民党の総裁選挙までは想定もできないことでした。従来は自民党税制調査会のインナーという一部の国会議員が牛耳っていたところ、ラスボスと言われた人たちが官邸主導のメンバーに取って代わり、ある意味では税制の透明化がなされたのかもしれません。

公明党が与党から離脱することにより、日本維新の会が与党となり、それでもまだ過半数には届かず、国民民主党の協力が必要となりました。与党は一昨年からの国民民主党「103万円の壁」の解消に協力し、そこへ公明党が同意して、12月18日に、自民党・日本維新の会・国民民主党・公明党の税制調査会会長が合意書を作成した上で、与党大綱が公表されています。

その後に、令和8年度の予算も審議されないまま衆議院が解散され、選挙結果は自民党が単独で定数の3分の2を超える議席を占める結果となりましたが、参議院ではまだ与党だけでは過半数には届かない状況です。税制改正法案の年度内成立には参議院の可決が必要です。今後は政府発表の大綱に沿った法案が成立するかは注視していかなければなりません。

自民党のマニフェストには「飲食料品は、2年間に限り消費税の対象としないことについて、今後『国民会議』において、財源やスケジュールの在り方など、実現に向けた検討を加速します。（中略）税・社会保障料負担で苦しむ中・低所得者について、所得に応じて手取りが増えるようにし、負担感の軽減を図ります。そのためにも、国民会議を設置し、『給付付き税額控除』の制度設計を含め、社会保障と税の一体改革について議論し、結論を得ます。」とあります。

高市首相も2月8日の民放番組で、食料品消費税ゼロをめぐり「2年限定しかできない。その後、給付付き税額控除に移行させたい」と述べたと報道されています。消費税の対象としないことの影響、給付付き税額控除の内容はこれからの議論になりますが、「国民会議」では与野党等の意見協議をするということのようです。このように税制の重要な事項について、十分な議論を進めることは、税制の周知にとってもたいへん有意義なことです。

一方で、富裕層への課税の強化の個人所得課税、投資促進税制の創設等の法人課税、賃貸不動産の評価の見直し等の資産課税と、各方面にわたり細かな改正が予定されています。そこでは、ますます税制が複雑化されることになっています。税制の基本原則のひとつは、国民が理解しやすい「簡素さ」のはずです。しかし、税制を専門とする税理士の業界においても、現在の複雑な税制を理解することはかなり困難です。

今回の税制改正の決定過程は政治との関係が明白になりましたが、この複雑化する利害関係の調整により税制に携わる専門家としての知識と知恵が試される部分がますます多くなっていると思われます。生成AIの普及により、一般の方々が従来よりも簡単に税に対する知識を調べることが可能となりました。私たち税の専門家としてはこのような流れの中でも、正しい導きを提供することが重要と認識しています。

本書は、与党税制改正大綱を基に税制改正のポイントを早期に明らかにするために、平成10年に初版を発刊し、それ以来毎年改定を積み重ねています。従来より財務省から自民党税制調査会に提出された資料及び各省庁からの税制改正解説図表、各業界団体からの税制改正要望等を参考にして、実務に役立つように編集をしています。

本年も平川グループ、松木飯塚税理士法人、税理士法人おおか3団体が結集して、最新情報を収集・分析してまとめております。相互に検討・分析した内容を株式会社日本法令の編集により、読者の方々に提供させていただきます。とりわけ日本法令竹渕様のご協力には感謝申し上げます。本書を有効にご活用いただき、新税制への理解を深め、経済・経営環境のさらなる対応の一助になれば、一同幸甚に存じます。

令和8年2月

成田 一正 & 執筆者一同

第1編 令和8年度税制改正のあらまし

第1章 令和8年度税制改正の基本的考え方 8

- ① 足元の物価高への対応／ 9
- ② 「強い経済」の実現に向けた対応／ 9
- ③ 公平かつ円滑な納税のための環境整備／ 9

第2章 各主要課題の令和8年度税制改正での取り組み … 11

- ① 物価高への対応／ 11
- ② 「強い経済」の実現に向けた対応／ 12
- ③ 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定／ 14
- ④ 公平かつ円滑な納税のための環境整備／ 15
- ⑤ 自動車関係諸税の総合的な見直し／ 17
- ⑥ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置／ 17
- ⑦ 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保／ 18

■令和8年度税制改正のポイント一覧 20

第2編 令和8年度税制改正の具体的内容

第1章 個人所得課税 36

- 1 物価上昇局面における基礎控除等の対応 36
- 2 住宅ローン控除の延長及び見直し 52
- 3 既存住宅の改修工事等をした場合の特別控除の延長及び見直し … 65
- 4 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 71
- 5 各種住宅税制の見直し及び延長 76

6	NISA制度の見直し	84
7	暗号資産の分離課税化	90
8	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し及び延長	94
9	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の延長	99
10	総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備	104
11	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し	107
12	給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整の整備	115
13	マイカー通勤に係る通勤手当等の非課税限度額の引上げ	121
14	セルフメディケーション税制の見直し及び延長	125
15	ふるさと納税の控除額の見直し	129
16	個人住民税における配当所得に係る所要の措置	135
17	個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置	138

第2章 資産課税 140

1	教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止	140
2	事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長	144
3	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し及び延長	148
4	農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の見直し	153
5	不動産税制における面積要件・免税点の見直しとハザードエリア規制	157
6	貸付用不動産等の評価方法の見直し	162

第3章 法人課税 170

1	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	170
2	研究開発税制の見直し	177
3	賃上げ促進税制の見直し	198
4	戦略分野国内生産促進税制の見直し	205
5	特定の税額控除規定の不適用措置の要件強化等	209
6	オープンイノベーション促進税制の見直し及び延長	213

7 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の措置 の見直し及び延長	222
8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 の見直し及び延長	229
9 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	233
10 投資簿価修正制度における加算措置の見直し	237
11 公益法人等が普通法人に移行する場合等の所得金額の計算の整備 ..	241
12 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し及び延長 ..	244
13 土地譲渡益に対する追加課税制度の見直し及び延長	249
14 認定株式分配に係る課税の特例の見直し	253
15 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し及び延長 ..	259

第4章 消費課税 264

1 少額免税制度の見直し	264
2 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入	268
3 特定少額資産販売事業者登録制度の創設	272
4 インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置 (いわゆる2割特例)の見直し	275
5 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置 の見直し	279
6 暗号資産に係る課税関係の見直し	283

第5章 国際課税 286

1 グローバル・ミニマム課税への対応	286
2 外国子会社合算税制の見直し	289
3 外国組合員に対する課税の特例の見直し	295

第6章 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 ... 298

1 防衛特別所得税（仮称）の創設	298
2 復興特別所得税の見直し	301

第7章 納税環境整備 303

- 1 記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し 303
- 2 国税犯則調査手続等の見直し 307
- 3 国税犯則調査手続等の見直しに伴う措置 311
- 4 特定電子移転財産権の徴収手続の整備 313
- 5 差押えに係る不動産の売却価格等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備 316
- 6 ダイレクト納付の利便性の向上 319

第3編 検討事項

- ① 年金課税／ 324
- ② デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化／ 325
- ③ 小規模企業等に係る税制／ 326
- ④ 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化／ 326
- ⑤ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置等／ 327
- ⑥ 電気供給業及びガス供給業に係る外形標準課税のあり方／ 328

第1編

令和8年度 税制改正の あらまし

第1章

令和8年度税制改正の 基本的考え方

令和8年度税制改正大綱は、高市政権の誕生、自由民主党と日本維新の会による新たな連立、自由民主党税制調査会メンバーの刷新など、大きな変化を経て決定されました。

「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指し、「大胆な設備投資促進税制」や「研究開発税制の戦略技術領域型」の創設など、投資による生産性向上とその果実の分配による好循環を重視した税制が目を引きま

す。

一方で、公平な納税のための環境整備として、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」や「貸付用不動産の評価」の見直しなどは、富裕層への大きな影響が見込まれます。

単年度でなく、複数年の財政均衡について触れていることも特徴的です。

平成24年の政権交代以降、大胆な経済政策が展開され、わが国経済は着実な回復を実現し、自律的な成長軌道にあと一步のところまで迫っている。雇用を見ると、有効求人倍率が安定的な水準を維持し、足元では人手不足が大きな課題となっている。賃金面でも、過去に例を見ない水準の賃上げが広がりつつある中、中小企業では人材確保のための防衛的賃上げまで広がりつつある。

しかし、近年の物価上昇は、国民生活に影響を及ぼしており、財政による再分配機能の強化だけではなく、格差の固定化を防止し、全ての人に挑戦の機会のある社会を実現する観点から、「公平性」

の確保も求められている。また、米国による関税措置はわが国経済のみならず、世界経済全体に不透明感を与えている。

このような認識の下、「経済あつての財政」の方針に基づき、大胆な「危機管理投資」、「成長投資」による力強い経済成長の実現に向けて、「税制を通じて何を達成すべきか」という問いに答えていかなければならない。また「経済の足を引っ張る財政」であつてはならない。財政に対する信認も確保しなければならない。そのためには「恒久政策には安定財源」の思想を堅持しつつ、予算の単年度主義に過度にとらわれる硬直的な税制ではなく、複数年の財政均衡について一歩を踏み出す時に来ている。

(以下、囲み内は与党税制改正大綱)

① 足元の物価高への対応

物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設します。そのほか、マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に関して所得税が非課税となる限度額など、暮らしに関わる分野を中心に見直しを行います。

また、物価高を超える賃上げの実現に向けて、賃上げ促進税制については、防衛的賃上げに苦しむ中小企業に特化した形に見直します。

② 「強い経済」の実現に向けた対応

大胆な設備投資促進税制を創設し、高付加価値化型の設備投資を強力に後押しします。さらに、つみたてNISAの拡充の一環として、国内市場を対象とした一定の株式指数を新たに追加します。

また、AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から、研究開発税制について「戦略技術領域型」を創設します。

③ 公平かつ円滑な納税のための環境整備

国内外での公平性の確保については「国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化」等の見直しを行うほか、外国人旅行者向け免税制度や、国外居住親族に係る扶養控除等の適用についてもあり方を検討します。

財政の再分配機能を高める一環として「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」の見直しを行います。さらに、税制への信頼感を著しく棄損する租税回避への対応として「貸付用不動産の評価方法」「インボイス制度導入に係る経過措置」を利用した租税回避について厳格に対応します。

最後に、財政健全化と積極財政の二項対立ではなく、両者の思想を包含する「責任ある積極財政」の方針の下、「温故知新」の言葉を噛み締めつつ、税制改正に終わりではなく、連綿不断の改革と検証を行っていく決意をもって、以下、令和8年度税制改正に当たっての基本的考え方を述べる。

第2章

各主要課題の令和8年度 税制改正での取組み

① 物価高への対応

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

基礎控除について、直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する仕組みを創設します。

令和8年度税制改正においては、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げます。

個人住民税については、令和8年度税制改正において、給与所得控除の見直しについて対応します。

② 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において措置された基礎控除の特例は、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げます。

(2) 税制上の基準額の点検・見直し

物価の上昇を踏まえ、食事支給やマイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額等を引き上げます。

② 「強い経済」の実現に向けた対応

(1) 成長投資拡大に向けた環境整備

① 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全業種を対象とし、建物を含め、投資下限額 35 億円以上（中小企業者等は 5 億円以上）及び ROI 水準 15% の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用します。

② 研究開発税制の拡充

新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定します。

海外への委託研究について、一定の制限を設けることとし、科学技術創造立国としての復権に向けて、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化を図ります。

③ オープンイノベーション促進税制

M&A 型において、対象となる株式に 3 年以内に出資割合が 50% 超となることを見込む場合における出資割合が 50% 以下の株式を追加するとともに、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩方法の見直し等を行った上で、適用期限を 2 年延長します。

④ 住宅ローン控除の拡充

適用期限を 5 年間延長した上で、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げます。省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を 13 年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しします。

また、床面積要件について、40㎡に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充します。

(2) 租税特別措置等の見直し・適正化

現在ある租税特別措置等については、ゼロベースで見直すことを基本とし、毎年度、期限が到来する措置を中心に、実態を検証した上で、政策効果が低いものは廃止すべきです。

現状、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されていますが、一層の透明性を図る観点から、適用企業名の公表について、令和9年度税制改正において結論を得ます。

① 賃上げ促進税制

中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに廃止します。中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止します。

一方、中小企業向け措置については、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討します。

② 租税特別措置（特定の税額控除規定）の不適用措置

投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す観点から、特定の租税特別措置の適用を停止する措置について、設備投資と賃上げに係る要件を同時に達成することを求めるなど、要件の強化を行うとともに、不適用の対象となる措置を拡充します。

③ 教育資金一括贈与

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、格差固定化の懸念等から、適用期限（令和8年3月末）は延長しません。

(3) 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

① NISAの拡充

つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充します。口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限額額は600万円とし、18歳に達した際、18歳以上向けの制度に移行します。

また、つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加します。

② 暗号資産の分離課税化等

暗号資産取引に係る課税については、健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、分離課税の対象とし、3年間の繰越控除制度を創設します。

③ 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(1) 活力ある地方・中小企業の後押し

自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得に係る所得税率の軽減措置を講じます。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、30万円未満となっている取得価額の基準を40万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、3年延長します。

中小企業技術基盤強化税制について、新たに3年間の繰越税額控除を導入します。

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6か月延長し、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6か月延長します。適用期限到来後のあり方については、令和9年度税制改正において結論を得ます。

地方拠点強化税制について、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能とする等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。

(2) 子育て環境の整備・暮らしの安定

① 住宅ローン控除の拡充（子育て世帯等関係）

住宅ローン控除について、従来、新築住宅に限られていた子育て世帯等への上乗せ措置の対象を、省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充します。

② 国際観光旅客税

観光施策に必要な財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を現行の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げます。

③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の所得税の控除額について、令和9年分の所得税から現行の35万円を38万円に引き上げます。個人住民税の控除額についても、令和10年度分から現行の30万円を33万円に引き上げます。

④ 高校生年代の扶養控除等の見直し

令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控

除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持します。

⑤ ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置

ベビーシッター等の利用促進のため、令和9年夏を目途として、総合的に検討を行い、必要な場合には、適用対象の範囲等に係る要件を適切に設定した上で税制上の措置を講じます。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

都市・地方の財政力格差や行政サービスの地域間格差を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得ます。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得ます。

④ 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(1) 税負担の公平の確保に向けた是正

① 国内外を通じた公平の確保

(イ) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度を導入するとともに、プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度を導入します。

(ロ) 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者と同様、消費税の課税対象となるよう見直します。

(ハ) 輸入貨物の課税価格決定の特例の廃止

個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする輸入貨物の課税価格決定の特例を廃止します。

② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

令和5年度税制改正で導入した当措置について、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額（現行3.3億円）を1.65億円に引き下げ、税率（現行22.5%）を30%に引き上げます。本見直しは、令和9年分の所得税から適用します。

③ 不動産に係る公平の確保

(イ) 貸付用不動産の評価方法の見直し

貸付用不動産の評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法の見直しを行います。

(ロ) 不動産価格高騰への対応（新築マンションの短期売買）

所管省庁においてマンション取引の実態把握を継続し、本来あるべき不動産取引への影響や、資産価値への影響などを考慮しながら、税制上の措置を含め必要な措置を講じます。

(2) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の定着に向けた対応

消費税は、最終的には消費者が負担するものであり、消費税相当分の全額納税が原則であって、一部が事業者の手元に残ることは、消費者の理解を得られません。

インボイス制度導入に係る事業者の事務負担にも配慮して、次の措置を講じます。

① 新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置

いわゆる2割特例の終了後は、その納税額を売上税額の3割とすることができ経過措置を2年に限り講じます。

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用を終了します。

(3) ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

高所得者について所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限（給与収入1億円相当）を設けます。

(4) 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、金融機関

が特別徴収した税を口座所在地の都道府県に納入する従来の仕組みは維持しながら、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入します。

(5) 税務手続のデジタル化の推進

取引から会計・税務までシームレスにデジタルデータで処理される仕組みやトレーサビリティが確保された電子帳簿を利用している場合に青色申告特別控除の額を上乗せする措置等を講じます。

(6) 国際課税（経済のグローバル化・デジタル化への対応）

グローバル・ミニマム課税、外国子会社合算税制について、必要な見直しの検討を行います。

⑤ 自動車関係諸税の総合的な見直し

自動車関係諸税については、

- ① 自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保する
- ② 多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
- ③ 脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する
- ④ 受益と負担の対応関係を分かりやすく説明する

との考え方を踏まえつつ、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直します。

具体的には、自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、令和8年3月31日をもって廃止します。その他、自動車税及び軽自動車税のあり方についての検討、エコカー減税の見直し、利用段階における負担の適正化に向けた課税の検討等を進めます。

また、自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止します。

⑥ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、令和9年

1月から防衛特別所得税（仮称）を課します。

併せて、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率を1%引き下げますが、課税期間を令和29年までの10年間延長します。

⑦ 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という）及びいわゆる教育無償化について、令和8年度税制改正では、

- ① 賃上げ促進税制の見直し
- ② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③ 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

等を通じて確保された税収を安定財源として充てるものとし、約1.2兆円（平年度ベース）の財源が確保されます。これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、令和9年度税制改正において結論を得ます。

令和 8 年度税制

税目	対象	項目	改正前
所得税	個人	物価上昇局面における基礎控除等の対応	
		課税最低限(年収の壁)	160万円
		同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円
		ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58万円
		勤労学生 of 合計所得金額要件	85万円
		家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に係る必要経費算入額の最低補償額	65万円
		住宅ローン控除	
		適用期限	令和7年12月31日までに居住
		借入限度額(新築)	3,000万円~4,500万円
		借入限度額(既存)	2,000万円~3,000万円
		立地要件	—
		既存住宅改修工事時の特別控除	
		適用期限	令和7年12月31日までの工事
		控除額	見直し
		改修後の床面積要件	50㎡以上
		認定住宅新築等特別税額控除	
		適用期限	令和7年12月31日までの新築等
		控除額	見直し
		立地要件	—

改正のポイント一覧

改正後	施行日	増減税	関連頁
178万円	令和8年分から	↓	36
62万円			
62万円			
89万円			
69万円			
令和12年12月31日までに居住	—	—	52
2,000万円～4,500万円	令和8年1月1日から	↑	
2,000万円～3,500万円		↓	
災害危険区域等内の新築家屋を除外	令和10年1月1日以後居住	↑	
令和10年12月31日までの工事	—	—	65
標準的な工事費用の額を工事実績を踏まえ見直し	令和9年1月1日から	↓	
合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上	令和8年1月1日から		
令和10年12月31日までの新築等	—	—	71
標準的な工事費用の額を工事実績を踏まえ見直し	令和9年1月1日から	↓	
災害危険区域等内の認定住宅等を除外	令和10年1月1日以後居住	↑	

税目	対象	項目	改正前
所得税	個人	特定の居住用財産の買換え等の長期譲渡所得の課税の特例・居住用財産の買換え等の譲渡損失の損益通算等	
		適用期限	令和7年12月31日までの譲渡
		立地要件	—
		特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度	令和7年12月31日までの譲渡
		NISA口座開設条件	18歳以上
		暗号資産の譲渡益・譲渡損の取扱い	譲渡益は総合課税
		優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	令和7年12月31日まで
		低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除	令和7年12月31日まで
		総合課税の対象となる社債利子の範囲	同族会社等からのみ
		極めて高い水準の所得に対する負担適正化	通常税額より(合計所得金額－特別控除額3.3億円)×22.5%が高い場合、その差額
		給与収入が高い年金受給者の合計控除額調整	新設
		マイカー通勤の通勤手当の非課税限度額	片道55km以上の非課税限度額38,700円
		食事支給に係る非課税限度額	月額3,500円
		深夜勤務の夜食代の非課税限度額	1回の支給額300円以下
		セルフメディケーション税制の適用期限	令和8年12月31日まで
		防衛特別所得税(仮称)の創設	新設
		復興特別所得税の税率引下げと延長	税率2.1%で令和19年分まで
		青色申告特別控除額	65万円、55万円、10万円

◆著者略歴

編著者

成田 一正（なりた かずまさ）

東京都生まれ。明治大学経営学部卒業。東京税理士会・理事、東京税理士会日本橋支部・研修部長などを歴任。現在、日本税務会計学会・相談役。税理士法人おおたか・特別顧問として、企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルティング業務に従事。

著書等：『事業承継・自社株対策の実践と手法』（日本法令・共著）、『企業組織再編税制の解説』（日本法令・共著）、『認定医療法人制度と医業承継対策』（法令出版・共著）、『危ない民事信託の見分け方』（日本法令・共著）、『民事信託ワークブック』（法令出版・共著）、『民事信託を活用するための基本と応用』（大蔵財務協会・共著）、『賃貸アパートマンションの民事信託実務』（日本法令・共著）ほか

■事務所：税理士法人おおたか

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目1番地2号 ゼニットビル
ホームページ <https://www.ootaka.or.jp/>

執筆者

中島 孝一（なかじま こういち）

東京都生まれ。現在、中島税理士事務所・所長。日本税務研究センター・税務相談小委員会委員。

著書等：『想定問答から学ぶ **税目別** 税務実務のチェックポイント』（大蔵財務協会）、『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『税制改正と税理士の心得』（税務経理協会）、『税賠保険事故から学ぶ科目別税理士実務の落とし穴』（ぎょうせい）、『事業承継税制の特例 完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『租税基本判例 80』（日本税務研究センター・共著）ほか

■事務所：中島税理士事務所

〒120-0034 東京都足立区千住1丁目30番3号 503

飯塚 美幸（いづか みゆき）

静岡県生まれ。静岡大学人文学部卒業。平成7年エクスプレス・タックス(株)・飯塚美幸税理士事務所設立、平成22年松木飯塚税理士事務所設立。平成25年松木飯塚税理士法人設立。資産税関係のコンサルティングを中心業務とする。税理士・中小企業診断士。事業承継協議会・会員、不動産コンサルティング登録技能士試験委員。（公社）日本証券アナリスト協会・PB教育委員会委員。

著書等：単著：『令和3年度税制改正対応 税理士のための相続税Q&A—贈与税の特例』（中央経済社）、『平成30年度税制改正対応版 目的別生前贈

与のポイントと活用事例』（新日本法規）、『新版 小規模宅地特例—実務で迷いがちな複雑・難解事例の適用判断』（清文社）、『財産を殖やす相続対策プログラム』（日本法令）、共著：『令和6年度不動産コンサルティング基本テキスト』（（公財）不動産流通推進センター）、『税制改正と資産税の実務Q&A』（清文社）、『最新相続税の物納実務取扱い事例Q&A』（日本法令）、『新版「資本の部」の実務』（新日本法規出版）、監修：『不動産税制の手引き』、『宅地建物取引士法定研修テキスト』各年度版（（公財）不動産流通推進センター）ほか

■事務所：松木飯塚税理士法人

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10-1910号

ホームページ <http://www.mi-cpta.com/>

ブログ 資産税の税理士ノート <https://expresstax.exblog.jp>

市川 康明（いちかわ やすあき）

東京都生まれ。東海大学工学部卒業。税理士法人おおたか・副代表・社員税理士。
著書等：『非上場会社における少数株主対策の手法と実務』（日本法令・共著）、『事業承継税制ハンドブック』（東京商工会議所・共著）、『土地建物の譲渡所得Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

西野 道之助（にしの みちのすけ）

東京都生まれ。中央大学経済学部卒業。日本税務会計学会・常任委員、東京税理士会・会員相談室電話相談委員。

著書等：『基礎控除・給与所得控除・特定親族特別控除等の実務』（日本法令・共著）、『最新 賃上げ促進税制のすべて 2024-2027 年度版』（日本法令・共著）、『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）ほか

■事務所：税理士 西野会計事務所

〒110-0016 東京都台東区台東1丁目12番10号 小守ビル3F

松木 慎一郎（まつき しんいちろう）

兵庫県生まれ。中央大学文学部卒業。

税理士・宅地建物取引士。

■事務所：松木飯塚税理士法人

松木 眞美（まつき まみ）

東京都生まれ。日本大学経済学部卒業。

税理士・宅地建物取引士・賃貸不動産経営管理士。

■事務所：松木飯塚税理士法人

佐久間 裕幸（さくま ひろゆき）

東京都生まれ。慶應義塾大学大学院博士前期課程修了。佐久間税務会計事務所・所長、公認会計士・税理士。

著書等：『国税庁 Q&A 対応 中小企業の電子帳簿・取引サポートブック [完全対策版]』（ぎょうせい）、『顧問税理士も知っておきたい相続手続・書類収集の実務マニュアル（第3版）』（中央経済社）、『ゼロからはじめる原価計算（個別原価計算編）』（中央経済社）、『ゼロからはじめる原価計算（総合原価計算編）』（中央経済社）ほか

■事務所：佐久間税務会計事務所

〒113-0031 東京都文京区根津1丁目4番6号 S Bビル6階

佐々木 京子（ささき きょうこ）

東京都生まれ。学習院大学経済学部卒業。佐々木京子税理士事務所・所長。日本税務研究センター・税務相談室相談員。

著書等：『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『消費税 複数税率の申告実務—区分経理からインボイスまで—』（ぎょうせい）、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（日本法令・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『中小企業会計指針の入門 P&A』（税務経理協会・共著）、『地方税 Q&A』（大蔵財務協会・共著）

■事務所：佐々木京子税理士事務所

〒231-0048 神奈川県横浜市中区蓬莱町2丁目6番5号 アルテビル201

高野 雅之（たかの まさゆき）

新潟県生まれ。中央大学商学部卒業。税理士法人スバル合同会計長岡事務所・所長

著書等：『改訂 相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『訴訟事例から学ぶ 所得区分の判断基準』（日本法令・共著）、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規・共著）、『目的別 相続対策選択ガイドブック』（新日本法規・共著）

■事務所：税理士法人スバル合同会計 長岡事務所

〒940-0094 新潟県長岡市中島1丁目11番20号

塩野 貴史（しおの たかし）

東京都生まれ。青山学院大学理工学部卒業。現在、塩野貴史税理士事務所・所長。

著書等：『訴訟事例から学ぶ 所得区分の判断基準』（日本法令・共著）

■事務所：塩野貴史税理士事務所

〒135-0004 東京都江東区森下1丁目8番6号 305号

轟 智明（とどろき ともあき）

東京都生まれ。専修大学商学部卒業。現在、轟智明税理士事務所・所長。東京税理士会・税務支援対策部委員。

著書等：『基礎控除・給与所得控除・特定親族特別控除等の実務』（日本法令・共

著)

■事務所：轟智明税理士事務所

〒110-0005 東京都台東区上野3丁目3番8号 ワイゼムビル5階

深津 栄一（ふかつ えいいち）

東京都生まれ。東洋大学経営学部卒業。税理士法人おおたか・代表社員。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

望月 麻衣子（もちづき まいこ）

神奈川県生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。

著書等：『非上場会社における少数株主対策の手法と実務』（日本法令・共著）、『土地建物の譲渡所得 Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例 Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

阿部 雅樹（あべ まさき）

北海道生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。日本税務会計学会常任委員（会計部門）。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

荒川 大輔（あらかわ だいすけ）

栃木県生まれ。駒澤大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

谷中 淳（やなか あつし）

茨城県生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『相続税申告・非上場株評価のための財産評価明細書の書き方大全』（税務経理協会・共著）、『本業から不動産賃貸業への転換の税務』（税務経理協会）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

横山 直人（よこやま なおと）

福島県生まれ。帝京大学大学院博士前期課程修了。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

櫻井 佳子（さくらい よしこ）

埼玉県生まれ。文京学院大学大学院経営学研究科修了。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

今野 宏樹（こんの ひろき）

埼玉県生まれ。立教大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

近馬 俊洋（ちかま としひろ）

千葉県生まれ。千葉大学法経学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

執筆協力

鈴木 俊介（すずき しゅんすけ）

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。

高田 京輔（たかた きょうすけ）

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。